

## 期日指定定期預金

(平成 26 年 10 月 15 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・期日指定定期預金
2	販 売 対 象	・個人のお客さま
3	期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長 3 年</li> <li>・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から最長預入期限までの間の任意の日を指定できます（ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに通知する必要があります）</li> <li>・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます</li> </ul>
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括でのお預入れとなります</li> <li>・1 円以上 300 万円未満</li> <li>・1 円単位</li> </ul>
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します</li> <li>・満期日以後に一括して支払います</li> <li>・付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算</li> </ul>
7	手 数 料	—
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率）</li> </ul>
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税</li> <li>・*平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315% の源泉分離課税となります</li> <li>・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます</li> </ul>
10	預 金 保 険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）</li> </ul>
11	中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 1 年毎の複利計算した利息とともに払い戻します</li> <li>① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40%</li> <li>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50%</li> <li>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60%</li> <li>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70%</li> <li>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90%</li> </ul>
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
12	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります</li> </ul>

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109